

地方交付税法等の一部を改正する法律要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の特例

平成三十一年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額千百七十二億円及び平成三十一年度における法定加算額のうち二千四百六十一億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額五千億円、同特別会計借入金利子支払額七百九十二億円、平成二十年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成三十一年度から平成三十八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八百二十七億三千六百五十万円、平成二十一年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成三十一年度から平成四十二年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額九百八十三億八千二百五十万円及び平成二十八年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成三十一年度から平成三十三年度までの各

年度における地方交付税の総額から減額することとしている額五百四十三億六千五百四十万円を控除した額とすること。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) 当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置すること。
- (二) 子ども・子育て支援施策、児童虐待防止、障害者の自立支援、介護保険料の低所得者軽減強化、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等に要する経費の財源を充実すること。
- (三) 特別支援教育の充実、私学助成の充実、冷房設備の光熱水費その他の公立小中学校の運営等に要する経費の財源を措置すること。
- (四) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を措置すること。
- (五) 公共施設等の適正管理を推進するため、維持補修に要する経費の財源を充実すること。
- (六) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

(七) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

(八) 国土強靱化^{じん}施策に係る地方債の元利償還に要する経費について、平成三十二年度以降において、基準財政需要額に算入するものとする。

三 基準財政収入額の算定方法の特例

平成三十一年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。

四 特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例

平成三十一年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けること。

五 震災復興特別交付税に関する特例

(一) 震災復興特別交付税に充てるため、平成三十一年度分の地方交付税の総額に三千二百四十九億九千八百九十七万八千円を加算すること。

- (二) 平成三十一年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。
- (三) 平成三十一年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成三十一年度中に交付せずに、当該交付しない額から、平成三十年度の当初予算で地方交付税の総額に加算し、平成三十一年度に繰り越した震災復興特別交付税の額のうち平成三十一年度に交付しない額を控除した額を、平成三十二年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができるとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。
- (四) 平成三十一年度及び平成三十二年分における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けること。
- (五) 平成三十一年度及び平成三十二年分における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けること。
- (六) 平成三十一年度及び平成三十二年分において、東日本大震災に係る復興事業等の事業の実績等を勘案し、地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の額を増加し、又は減少すべき額があるときは

、当該額を震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額することができること。

六 その他所要の改正

第二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

- 一 自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を行うことによる地方公共団体の減収額を埋めるため、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を創設すること。

二 その他所要の改正